

問15

F Pの大場さんは、小坂家の（マンション購入後の）バランスシートを作成した。下表の空欄（ア）にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、＜設例＞に記載のあるデータに基づいて解答することとし、＜設例＞に記載のないデータについては一切考慮しないこととする。

＜小坂家の（マンション購入後の）バランスシート＞

（単位：万円）

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	
普通預金	120 ×××	2000	×××
定期預金	(250-200) 50 ×××	〃	
財形住宅貯蓄	(300) 0 ×××	負債合計	2000 ×××
生命保険（解約返戻金相当額）	40 ×××	[純資産]	710. (ア)
不動産（自宅マンション）	2500 ×××		
資産合計	2710 ×××	負債・純資産合計	2710 ×××

1. 210（万円）

2. 500（万円）

3. 710（万円）

問16

徹也さんは、平成28年中にマンションを購入して、住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）の適用を受けたいと考えており、住宅ローン控除についてF Pの大場さんに質問をした。所得税における住宅ローン控除に関する大場さんの次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。なお、購入するマンションは、認定長期優良住宅等には該当しないものとする。

1. 「住宅ローン控除の額が所得税額より多く、住宅ローン控除額に残額が生じる場合には、翌年度の個人住民税から差し引くことができます。」

2. 「給与所得者の合計所得金額が3,000万円を超えると、その年以降、合計所得金額が3,000万円以下になったとしても、住宅ローン控除の適用を受けることができません。」

3. 「住宅ローン控除の適用を受けるためには、借入金の償還期間は10年以上でなければなりません。」